

平成30年度から放射線対策ニュースは年4回発行します。

## 除去土壌の収集・運搬を進めています

### 除去土壌の仮置場への運搬スケジュール



除染の区分/年度	~H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
道路	→						
学校など		→					
住宅	→						
生活圏森林		→					

面的除染の完了に伴い、今後は現場保管されている除去土壌の解消を進めます。

学校などで発生した除去土壌は、平成31年度末までに、住宅除染および生活圏森林除染などからの除去土壌は、平成32年度末までに仮置場への搬入を進めます。

#### ※中間貯蔵施設への輸送

仮置場からの中間貯蔵施設への輸送は環境省が行いますが、市では環境省と協議しながら、早期の輸送完了を目指します。

### 【お願い】 除去土壌を現場保管している土地について

#### 1 土地を譲渡する場合

新しい所有者に、除去土壌の保管状況をご説明ください。

#### 2 新築・増築、土地を造成する場合

保管場所に支障があり、移設が必要な方は、余裕をもって、できるだけ早めにご相談ください。

移設には、業者の手配などに日数を要しますので、急な依頼には対応できないことがあります。

#### 3 埋設箇所の確認が必要な場合

埋設箇所の目安を記した保管図を無償で交付します。

#### 4 保護シートが損傷した場合

新しく取り替えます。

詳しくは除染推進室に、相談問い合わせを！

### 除去土壌収集・運搬の流れ

#### 1 保管箇所の事前確認

住宅などに保管の除去土壌を搬出する前に空間線量を測定します。



#### 2 除去土壌の取り出し

除去土壌を取り出します。地下保管の場合は、汚染のない土壌で埋め戻し整地します。



#### 3 仮置場への運搬

搬出後、同じ場所で空間線量を測定し搬出前後の結果を後日お知らせします。



